

4 国内外の動向等

(1) 国の第六次環境基本計画の概要

国の第六次環境基本計画の基本的考え方

環境危機（「地球沸騰化」等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

目的

「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」

ビジョン

「循環共生型社会」（環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明）

【循環】（≒科学）

- 炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保
- 地下資源依存から「地上資源基調」へ
- 環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出

【共生】（≒哲学）

- 我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に
- 人と地球の健康の一体化（プラネタリー・ヘルス）
- 一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、**同心円**

方針

将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値＋非市場的価値）をもたらす「新たな成長」：「変え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的需要、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示

- ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤
- 無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等

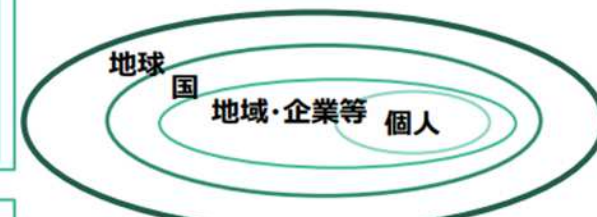
政策展開

- 科学に基づく取組のスピードとスケールの確保（「勝負の2030年」へも対応）
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー
- 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化
- 「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装

【環境基本法第1条】

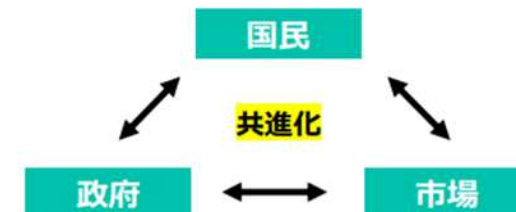
環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

【同心円のイメージ】



※地域・企業等には、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

【政府・市場・国民の共進化】



※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。⁶

出典：第六次環境基本計画の概要 環境省(R6.5)

(1) 国の第六次環境基本計画の概要

国の第六次環境基本計画の6つの重点戦略

1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな**経済システム**の構築

2. 自然資本を基盤とした**国土のストック**としての価値の向上

3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての**地域づくり**

4. 「**Well-being／高い生活の質**」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

5. 「新たな成長」を支える**科学技術・イノベーション**の開発・実証と社会実装

6. 環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・**国際協調**の推進

(2) 国の循環型社会形成推進基本計画の概要

国の第五次循環型社会形成推進基本計画のポイント

改定の背景およびポイント

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。
- 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



(2) 国の循環型社会形成推進基本計画の概要

国の第五次循環型社会形成推進基本計画の5つの柱（重点分野）

5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの
構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

(2) 国の循環型社会形成推進基本計画の概要

国の第五次循環型社会形成推進基本計画における現状・課題と解決に向けた道筋

- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
環境制約への対応	気温上昇・種の絶滅が加速	・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策	・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
産業競争力強化・経済安全保障	バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き 世界資源需要増で資源獲得競争 鉱物等資源の価格高騰と供給懸念	・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導 ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化	・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
地方創生・質の高い暮らし	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換	・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

出典：【資料2】第五次循環型社会形成推進基本計画の概要 環境省(R6.8)

(2) 国の循環型社会形成推進基本計画の概要

国の第五次循環型社会形成推進基本計画における国の取組のポイント

地方創生・質の高い暮らし

◆ 地域経済の活性化・魅力ある地域づくり ライフスタイル転換

- 地域特性を活かした資源循環モデル創出やネットワーク形成を主導できる中核人材の育成
- レアメタルを含む小型家電等の回収率向上
- 「質」を重視した建設リサイクルの推進
- 農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、下水汚泥資源の肥料活用
- 長く使える住宅ストックの形成、インフラの長寿命化の推進
- リユース・リペア等新たなビジネスの展開支援
- 食品ロス削減、サステナブルファッション推進、使用済紙おむつのリサイクルへの支援

産業競争力強化・経済安全保障

◆ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大 (循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年80兆円、2050年120兆円)

- 再資源化事業等高度化法の円滑な施行や産学官のプラットフォームの活用による製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業の連携強化
- 廃棄物再資源化への機械化・AI導入等による高度化・供給拡大支援
- 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築
- 国内外の資源循環ネットワーク拠点の構築や資源循環の拠点港湾の選定・整備の推進

◆ 国際的な資源循環体制を構築することで資源制約を克服

- G7等の国際的な場において循環経済のルール形成をリード
- ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築
- 金属スクラップの不適正な国外流出を抑制
- ASEAN諸国等へ廃棄物管理・リサイクル分野の制度・技術等支援、インフラ輸出の促進

カーボンニュートラル ネイチャーポジティブ

◆ 製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献 (資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能)

◆ 天然資源消費量を抑制し地球規模の環境負荷低減

政府全体で一体的に取り組み、「同心円」の考え方で循環経済への移行を実現

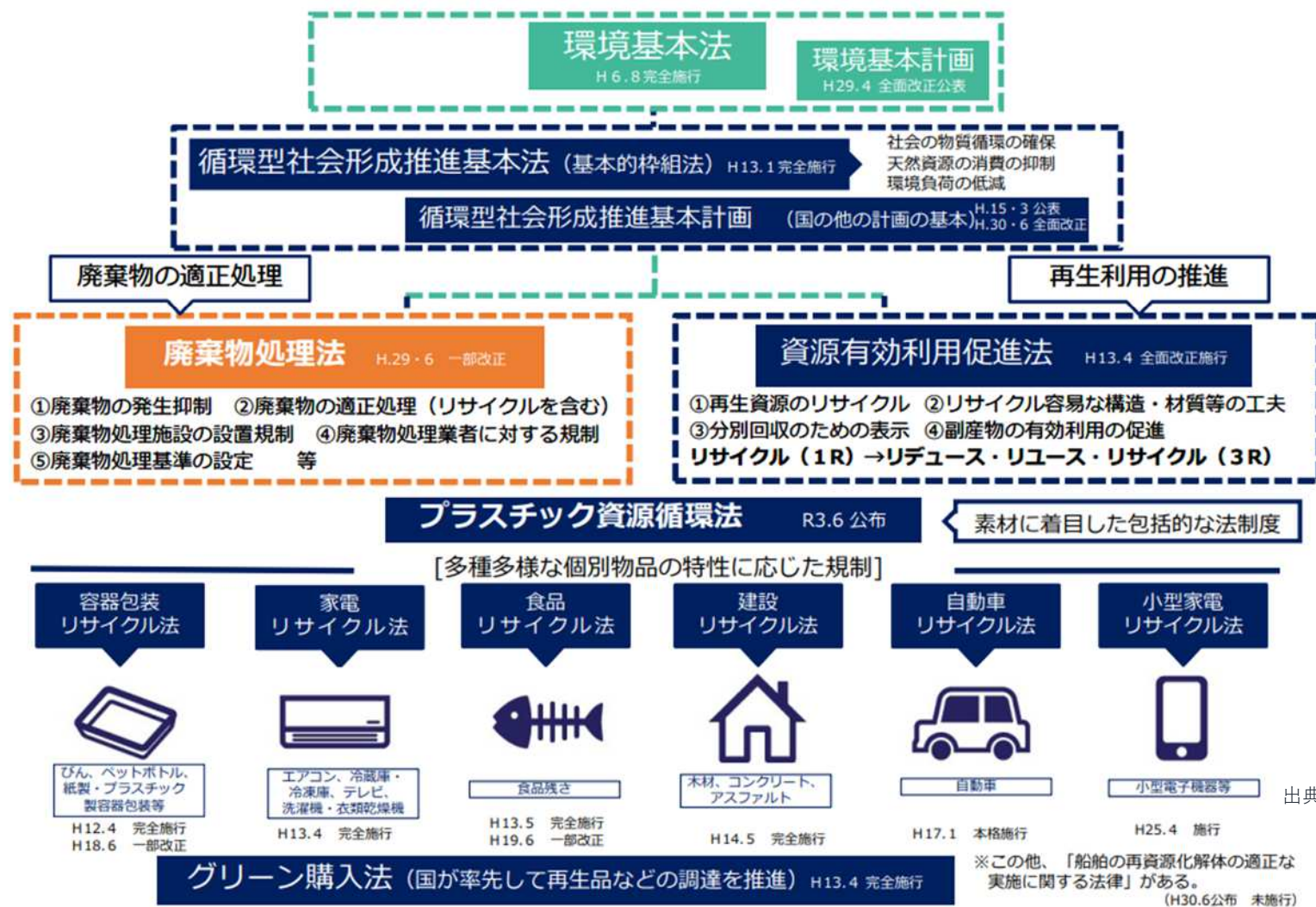
(3) 国の循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会推進基本法の概要（環境省）（2000.6.2公布）

1. 形成すべき「**循環型社会**」の姿を明確に提示
2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「**循環資源**」と定義
3. 処理の「**優先順位**」を初めて法定化
（[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分との優先順位）
4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化
5. 政府が「**循環型社会形成推進基本計画**」を策定
6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示

4 国内外の動向等

(4) その他の法律等の一覧



出典：第四次循環型社会形成推進基本計画と
循環経済工程表の概要 環境省(R5.6)

4 国内外の動向等

(4) その他の法律等の一覧

法律名（施行時期）	概要
廃棄物処理法 (1970.9~)	廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などを規定
容器包装リサイクル法 (2000.4~)	家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律
資源有効利用促進法 (2001.4~)	循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進するための法律
家電リサイクル法 (2001.4~)	一般家庭や事業所から排出された家電製品から有用な部品や材料をリサイクルし、埋立て処分される廃棄物の量を減らし、資源の有効利用を促進するための法律
小型家電リサイクル法(2013.4~)	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進
建設リサイクル法 (2001.5~)	建設解体業者による分別解体およびリサイクル、工事の発注者や元請企業などの契約手続きなどが規定
食品リサイクル法 (2001.5~)	売れ残りや食べ残し製造・加工等の過程において生じた食品廃棄物の発生抑制と再生利用のため、食品関連事業者などが取組むべき事項が規定
自動車リサイクル法 (2005.1~)	シュレッダーダスト及びフロン類、エアバッグ類への対応を行うほか、使用済自動車から生じる最終埋立処分量の極小化、不法投棄防止に資することを規定
プラスチック資源循環促進法 (2022.4~)	製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を規定

4 国内外の動向等

(4) その他の法律等の一覧（プラスチック資源循環戦略（2019.5.31））

令和元年5月31日

プラスチック資源循環戦略

背景	
◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題 ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題	
重点戦略	基本原則：「3R+Renewable」
リデュース等	➢ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ➢ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	➢ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ➢ 漁具等の陸域回収徹底 ➢ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ➢ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ➢ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材 バイオプラ	➢ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ➢ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ➢ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ➢ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ➢ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入
海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ➢ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ➢ 海岸漂着物等の回収処理 ➢ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) ➢ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ➢ 代替イノベーションの推進
国際展開	➢ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ➢ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）
基盤整備	➢ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ➢ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ➢ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ➢ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） ➢ 資源循環関連産業の振興 ➢ 情報基盤（E S G投資、エシカル消費） ➢ 海外展開基盤
◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献 ◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進	

【マイルストーン】

<リデュース>

①2030年までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③2030年までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル

④2035年までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

⑤2030年までに再生利用を**倍増**

⑥2030年までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

出典：プラスチック資源循環戦略
の概要 環境省(R1.5)

4 国内外の動向等

(4) その他の法律等の一覧（食品ロスの削減の推進に関する法律（2019.10.1））

食品ロスの削減の推進に関する法律

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

出典：食品ロスの削減の推進に関する法律（概要）消費者庁

4 国内外の動向等

（４）その他の法律等の一覧（食品ロス削減推進基本方針（2020.3.31閣議決定、2025.3.25変更））

食品ロス削減推進基本方針

食品ロスの削減を目指し、**消費者や食品関連事業者等が役割と行動を理解、実施し、双方のコミュニケーションを活性化すること**
地方公共団体は、食品ロス削減推進計画を策定し、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが求められている

○我が国の現状

- ・食料の海外輸入依存 ：2018年度の食料自給率は37%
- ・日本国内の食品ロス量：年間643万トン（2016年度推計）
国連世界食糧計画の2018年の食料援助量約390万トンの1.3倍

【主な発生要因】

- ・事業系：規格外品、返品、売れ残り（食品製造・卸売・小売業）
- ・家庭系：食べ残し、過剰除去、直接廃棄



○基本施策

- 1.教育及び学習の振興、普及啓発等
- 2.食品関連事業者等の取組に対する支援
- 3.表彰、4.実態調査及び調査・研究の推進
- 5.情報の収集及び提供、6.未利用食品を提供するための活動の支援等

○全国的な目標

- ・家庭系 **2000年比で2030年までに食品ロス量を半減**
- ・事業系 **2000年比で2030年までに食品ロス量を60%削減**
- ・食品ロス問題を認知して**削減に取り組む消費者割合を80%**

出典：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 消費者庁（R7.3）より
一部川崎市加工

出典：別添 我が国の食品ロスの発生量の推移等 環境省（R6.6）

4 国内外の動向等

（４）その他の法律等の一覧（2050年カーボンニュートラル宣言（2020.10.26））

2050年カーボンニュートラル宣言

○政府は**2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言**

○世界共通の長期目標（2015年パリ協定）

- ・世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）
- ・今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

○背景

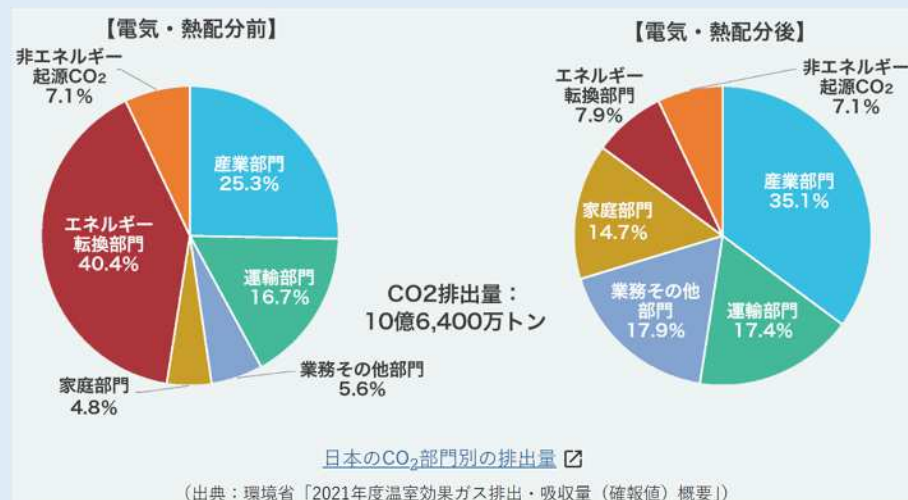
- ・世界の平均気温は2020年時点で、工業化以前（1850～1900年）と比べ、既に約1.1℃上昇。このままの状況が続けば、更なる気温上昇
- ・日本の平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇。100年あたり1.30℃の割合で上昇、特に1990年代以降、高温となる年が頻出

○現状

- ・令和6年3月時点で、1078自治体が二酸化炭素排出ゼロを表明

出典：2050年カーボンニュートラルを巡る国内外の動き 環境省（R3.1.27）より一部川崎市加工
地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況（R6.3.29）

日本のCO₂部門別排出量



出典：脱炭素ポータル 環境省

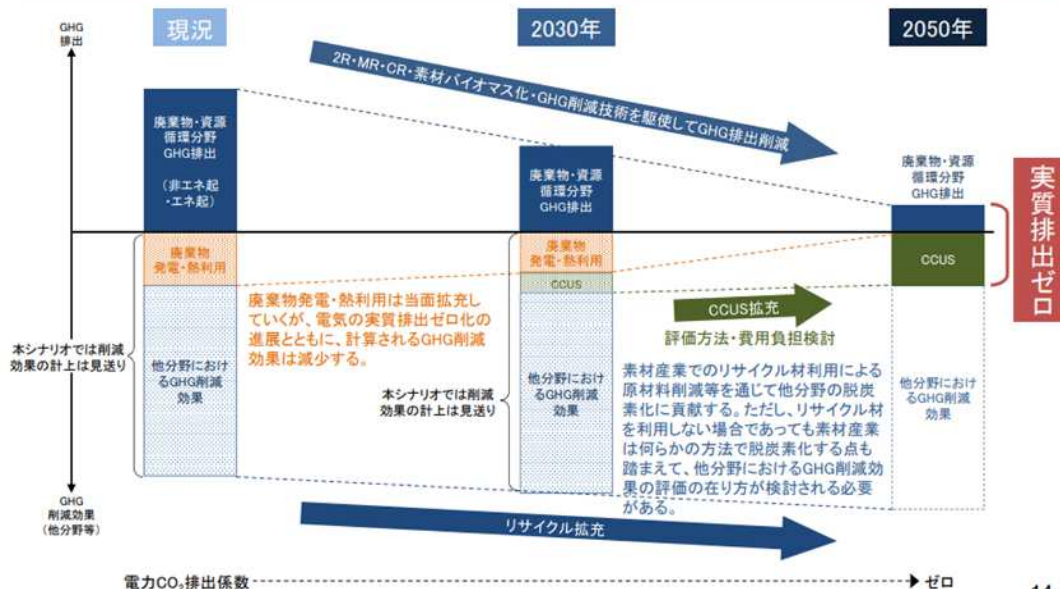
4 国内外の動向等

(4) その他の法律等の一覧（廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）の公表（2021.8.5））

廃棄物・資源循環分野における中長期シナリオ（案）

2050年CNに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方

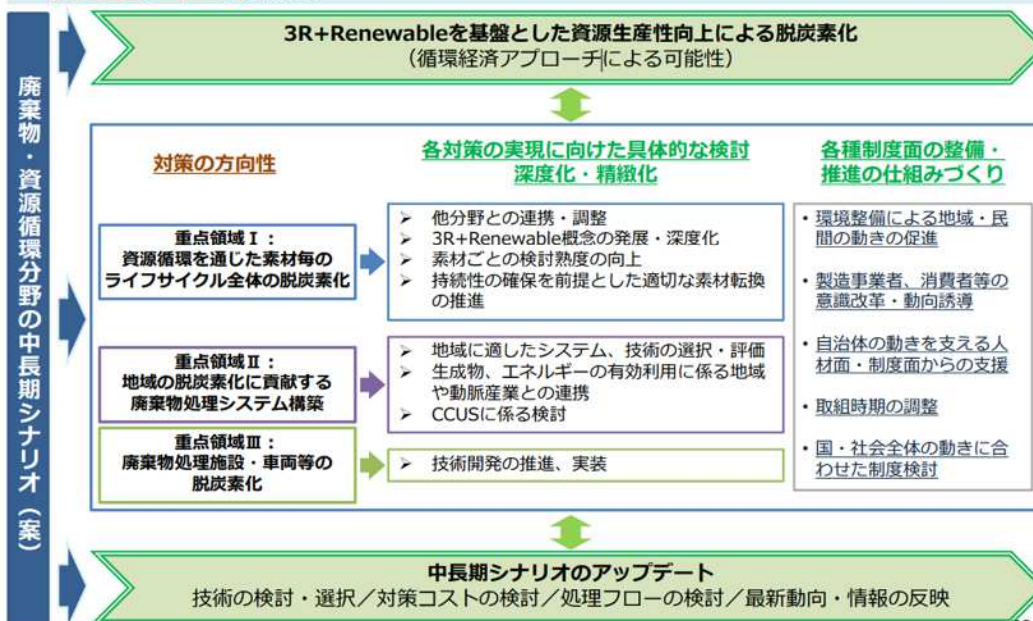
・3R+Renewableの考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることを旨とする。



14

廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオに基づく2050年温室効果ガス排出実質ゼロ実現に向けて

- 「各対策の実現に向けた具体的な検討、深度化・精緻化」及び「各種制度面の整備・推進の仕組みづくり」を進めつつ、「3R+Renewableを基盤とした資源生産性向上による脱炭素化」及び「中長期シナリオのアップデート」を行う。



53

出典：廃棄物・資源循環分野における 2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)
環境省 環境再生・資源循環局 (R4.8.5)

4 国内外の動向等

(4) その他の法律等の一覧（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022.4.1））

プラ資源循環促進法

製品の設計からプラ廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラ資源循環等の取組（**3R+Renewable**）を促進

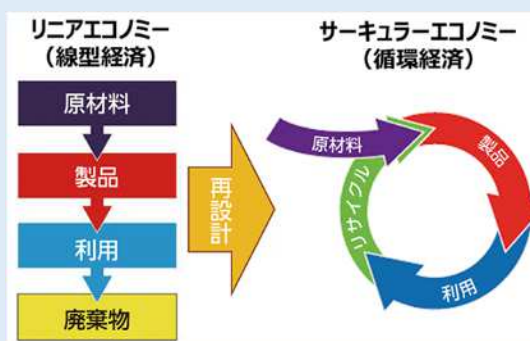
○背景

- ・海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている
- ・このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要

【循環経済（サーキュラーエコノミー）】

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すもの。

出典：第2節 循環経済への移行 環境省より川崎市一部加工



■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項



※：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

＜施行日：令和4年4月1日＞

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

出典：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要（令和3年法律第60号）
環境省（R4.6.11）

(4) その他の法律等の一覧（廃棄物処理施設整備計画の閣議決定（2023.6.30））

廃棄物処理施設整備計画の策定（2023年度から2027年度までの5年間）

1. 基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

<ポイント>

- 廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処分の確保を推進しつつ、Renewableの取組や循環経済への移行の重要性も踏まえ、資源循環の取組を強化し、循環型社会の実現を目指す。
- 施設の長寿命化・延命化、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進し、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する。人口減少を見据え、将来にかかるコストを可能な限り抑制するよう計画的に進める。
- 廃棄物分野は他分野も含めた温室効果ガス排出量の削減に貢献可能。2050年カーボンニュートラルに向けてさらなる排出抑制の取組による焼却等に伴う温室効果ガスの削減、熱回収の高度化、将来的にはCCUS等の技術の導入により、脱炭素化の推進が期待される。

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）	20%→28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	2020年度の水準(22年分)を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	20%→22%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	41%→46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	58%→76%以上
先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用33万基→75万基 中・大型9千基→27千基

出典：【別添2】廃棄物処理施設整備計画の概要 環境省（R5.6）

4 国内外の動向等

(4) その他の法律等の一覧（廃棄物処理基本方針の変更（2025.2.18））

廃棄物処理基本方針の変更

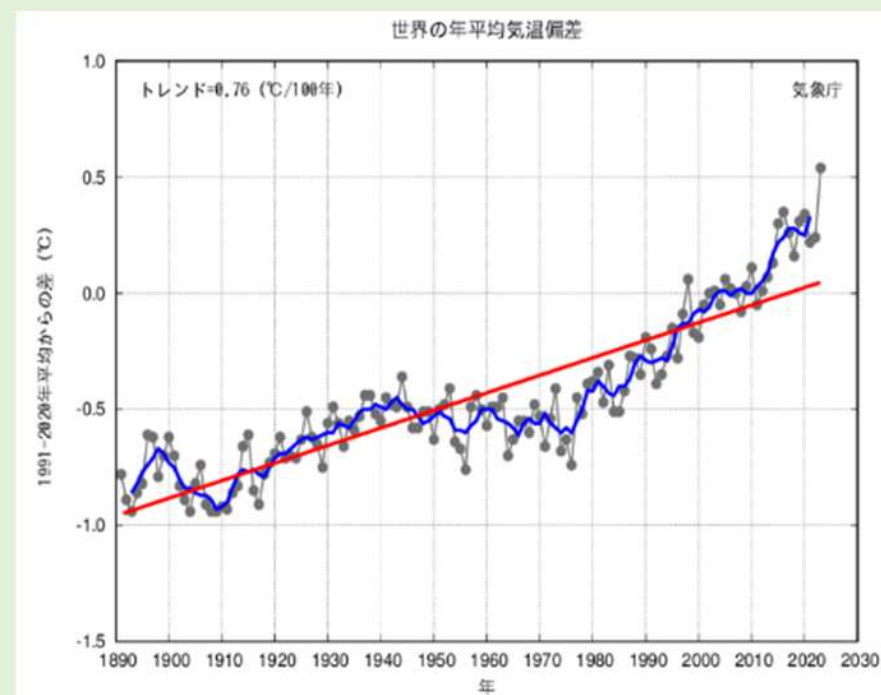
廃掃法第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」について、平成28年改正以降、**2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、2023年度に所要の変更を行った。**

今回、廃棄物の減量化の目標等の目標値について2024年8月に決定された**第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定。**

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更及び意見募集の結果について 環境省（R7.2.18）一部川崎市加工

【世界の平均気温（1891～2023年）】

世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり0.76℃の割合で上昇している

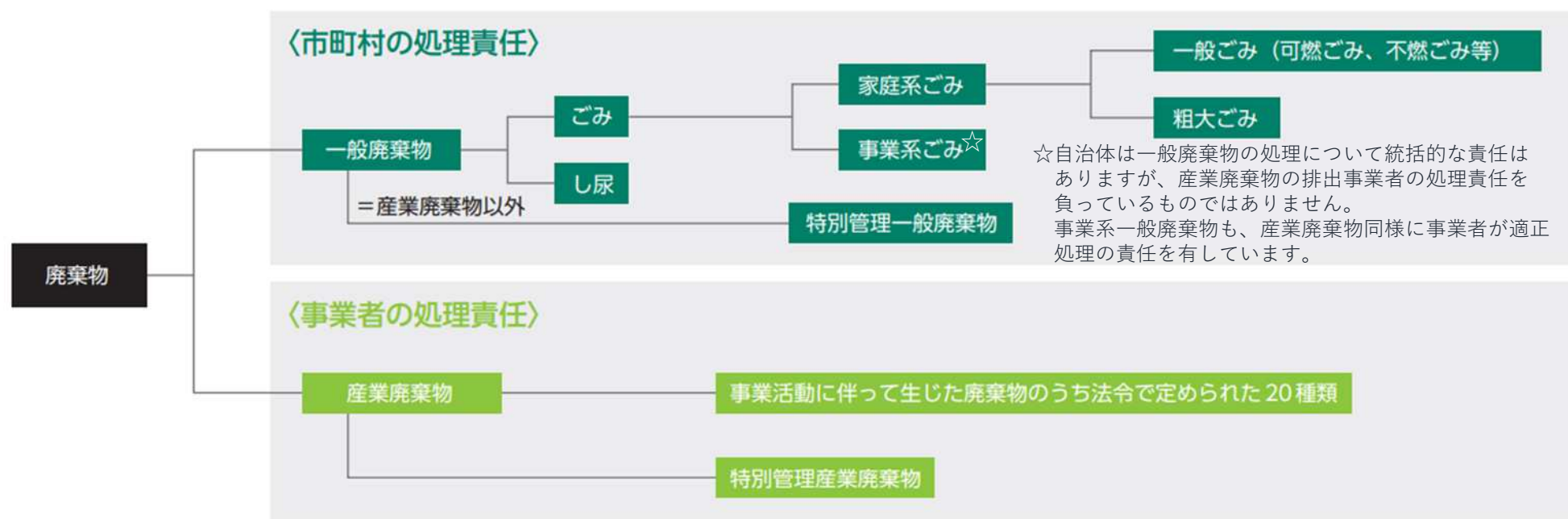


出典：世界の平均気温 気象庁(R6.2.1)

4 国内外の動向等

(4) その他の法律等の一覧

廃棄物の区分



注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(さ)、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料：環境省

(5) 国の最新動向

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要(2024.5.29公布)

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

(5) 国の最新動向

廃棄物・資源循環分野に関わる脱炭素化に向けた動き

政府の マイルストーン

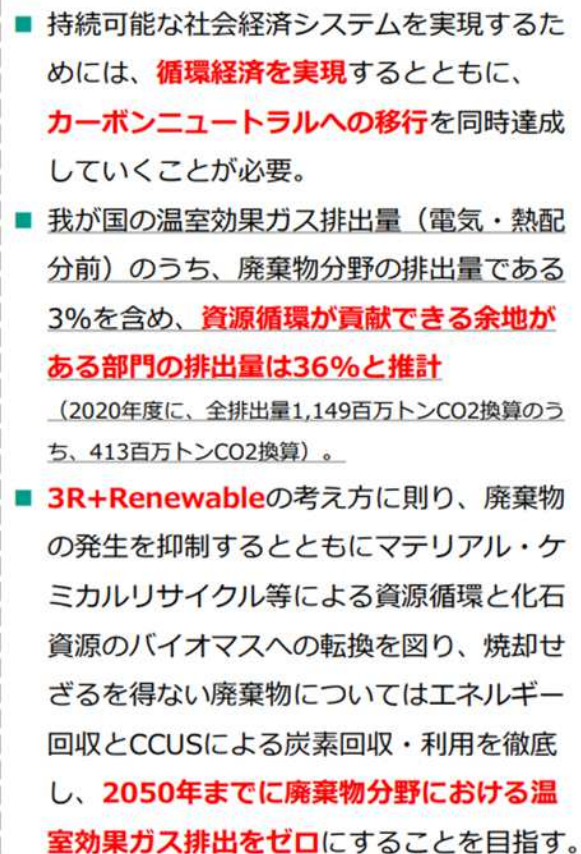
- 2050年カーボンニュートラルの宣言 (2020.10)
菅内閣総理大臣が所信表明演説にて2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明
- 2030年度温室効果ガス46%削減の表明 (2021.4)
地球温暖化対策推進本部において、菅総理が2030年度に、温室効果ガス (GHG) を2013年度から46%削減を目指し、50%の高みへの挑戦を続けることを表明

政府全体 の取組

- 地域脱炭素ロードマップの策定 (2021.6)
国・地方脱炭素実現会議において取りまとめられ、重点対策の一つとして「資源循環の高度化を通じた循環経済への移行」が盛り込まれた
- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定
14の重要分野（「資源循環関連産業」を含む）ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画を策定
- 骨太方針2021の閣議決定 (2021.6)
日本の未来を拓く4つの原動力として、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策があげられた。
- 地球温暖化対策計画の閣議決定 (2021.10)
地球温暖化対策として、3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）+ Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を始めとするサーキュラーエコノミーへの移行及び循環経済工程表の今後の策定に向けた具体的検討が定められた。
- パリ協定に基づく長期戦略 (2021.10)
地域において大幅な温室効果ガス排出削減を実現するには、循環型社会の構築や循環経済への移行が必要である旨盛り込まれた。

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画と
循環経済工程表の概要 環境省(R5.6)

我が国全体における全排出量のうち資源循環が貢献できる余地がある部門の割合

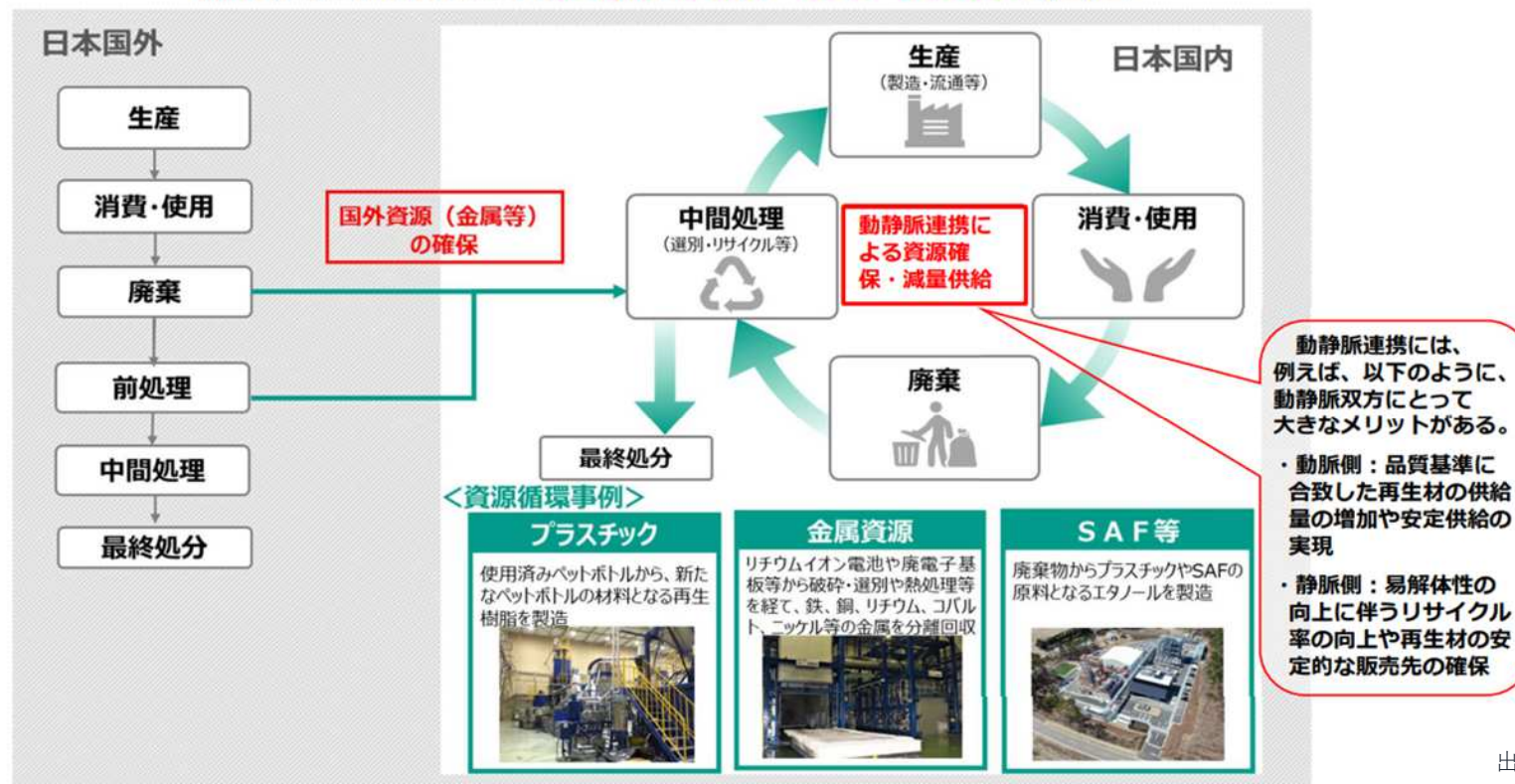


166

(5) 国の最新動向

GX(グリーン・トランスフォーメーション)実現に向けた動静脈連携による資源循環

脱炭素製品に必要な**資源の回収・リサイクル**を促進



脱炭素×産業競争力・経済安全保障の強化に貢献

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画と循環経済工程表の概要 環境省(R5.6)

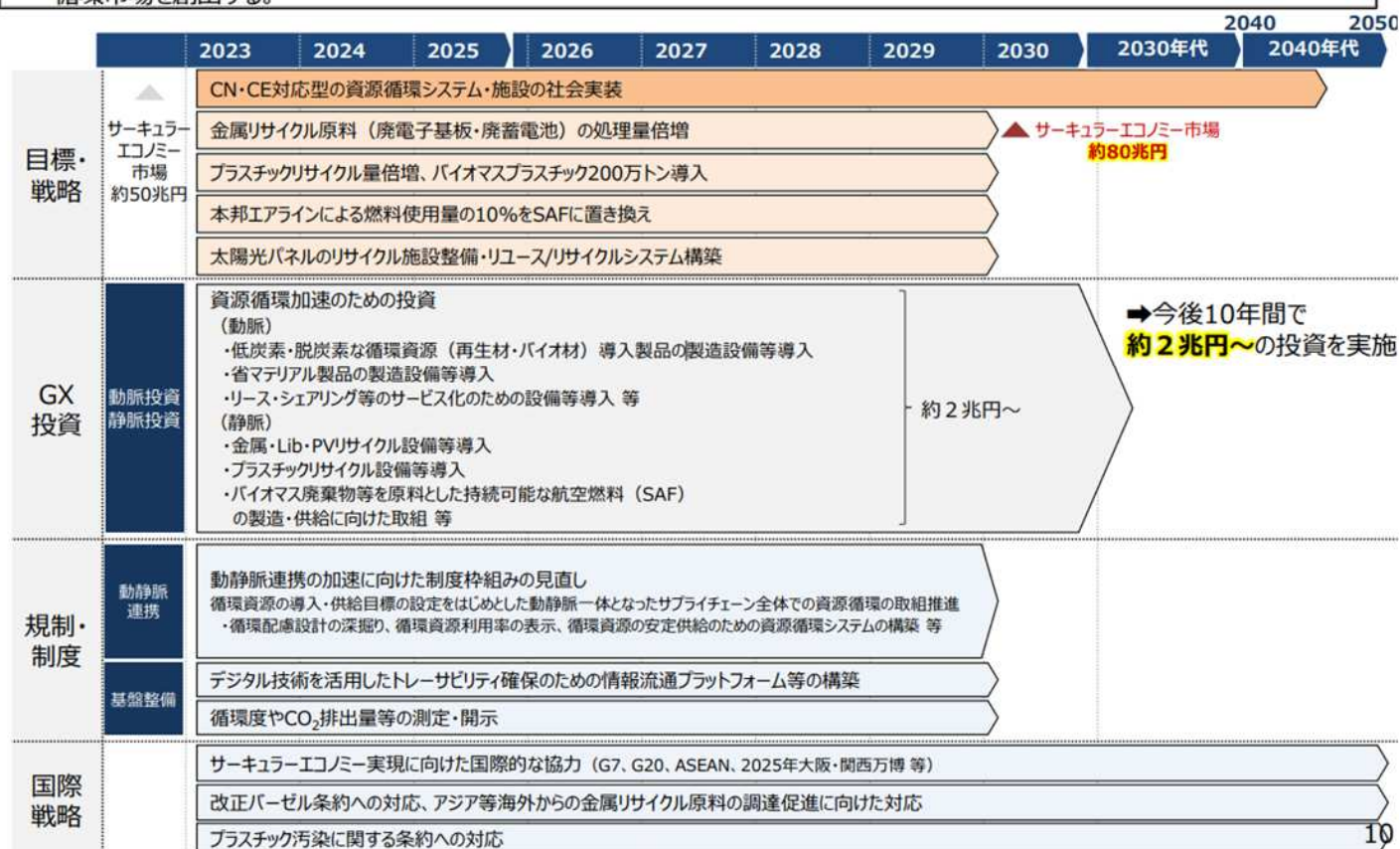
4 国内外の動向等

(5) 国の最新動向

GX実現に向けた基本方針（2023.2.10閣議決定）

【今後の道行き】 事例8：資源循環産業

- 動静脈連携による資源循環を促進し、資源循環システムの自律化・強靱化を図るため、今後10年でデジタル技術を活用した情報流通プラットフォーム等の構築を図り、動静脈連携の加速に向けた制度枠組みの見直しや構造改革を前提としたGX投資支援などで資源循環市場を創出する。



出典：GX実現に向けた基本方針参考資料
経産省(R5.2)

(5) 国の最新動向

成長志向型の資源自律経済戦略（2023.3.31）

今後のアクション

1 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

- サーキュラーエコノミー(CE)への非連続なトランジションを実現するに当たっては、個社ごとの取組だけでは経済合理性を確保できないことから、関係主体の連携による協調領域の拡張が必須。
- 国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画するパートナーシップの立ち上げ。8月末時点で、504者の参画。
 - ビジョン・ロードマップ策定、地域循環モデルの構築の検討を皮切りに、その他の個別テーマ（標準化、マーケティング、プロモーション、国際連携、技術検討等）についても、順次検討。
 - 現在検討が進んでいる国内外の先行事例をユースケースに位置付け、共通データフォーマットやプラットフォーム間の相互連携インターフェイス等について検討し、2025年を目途にデータの流通を促すCE情報流通プラットフォームの構築を目指す。

2 投資支援

- サーキュラーエコノミーの拡大で再生材の国内供給量の不足が見込まれていることから、研究開発から実証・実装までを面的に支援が必須。
- G×経済移行債により、今後10年間で官民合わせて2兆円超の投資の実現を目指し、自動車・バッテリー、電気電子製品、プラスチック等の長寿命化や再資源の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資への支援。
 - 令和6年度より3年間で300億円の支援を実施。長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「循環配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化等に係る設備投資等を支援。

3 ルール整備

- 現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。
- 動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を目指して、「資源循環経済小委員会」を立ち上げ、3R関連法制の拡充・強化の検討を実施。

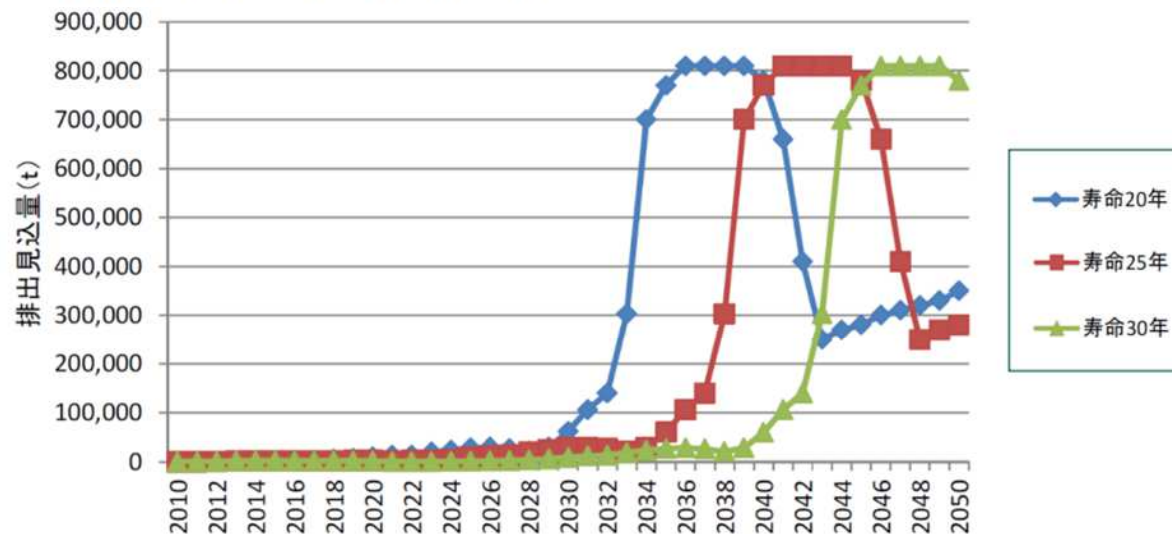
出典：循環経済に向けた
政策の動向 経産省(R6.11)

(5) 国の最新動向

使用済み太陽光パネルの排出量推計（環境省推計）

- FIT 制度の下で設置したモジュールが一定の寿命を迎え、使用済み太陽光パネルとして排出された場合、2030年代後半以降、年間50～80万 t が排出されると想定されている。
- 将来の大量廃棄に備え、実効性のある適切な処理方法の確立が必要な状況となっている。

使用済み太陽光パネルの排出量推計（環境省推計）



※太陽電池モジュールの導入実績を設置形態別（住宅用・非住宅用）に集計し、将来の排出見込量を、①寿命到来による排出（20、25、30年）と、②修理を含む交換に伴う排出（毎年の国内出荷量の0.3%）とみなし、過去の導入実績データと導入量の将来予測データを併せて、推計を行っている。

出典：再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに係る現状及び課題について 環境省(R5.4)

東京都では解体業者、収集運搬業者、リサイクル業者等で構成する「東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会」（2022.9）を設置。

協議会がハブとなり、住宅用太陽光発電設備の高度循環利用推進に取り組む。

川崎市も2023.8からワザハバ参加

4 国内外の動向等

(6) 他都市の動向

政令指定都市における産廃計画の策定有無 (2023.10 川崎市調査)

	市名	産廃計画の有無
1	札幌市	有
2	仙台市	無
3	さいたま市	無 (2020廃止)
4	千葉市	無
5	横浜市	無 (2020廃止)
6	川崎市	有
7	相模原市	無
8	新潟市	無
9	静岡市	無
10	浜松市	無 (2014廃止)

	市名	産廃計画の有無
11	名古屋市	無 (2020廃止)
12	京都市	無 (2020廃止)
13	大阪市	無
14	堺市	無 (2021廃止)
15	神戸市	無
16	岡山市	無
17	広島市	有
18	北九州市	一廃計画と統合
19	福岡市	無
20	熊本市	無

※近年廃止又は無の
自治体では指針や
方針等に位置付けなど